

生駒市条例第 17 号

生駒市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 28 日

生駒市長 山下 真

生駒市水道事業給水条例の一部を改正する条例

生駒市水道事業給水条例（昭和 35 年 12 月生駒市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「190 円」を「180 円」に、「215 円」を「205 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の生駒市水道事業給水条例別表第 2 の規定は、平成 20 年 4 月分以後のものとして徴収する料金について適用し、同年 3 月分までのものとして徴収する料金については、なお従前の例による。